

県営住宅指定管理者公募に係る質疑応答

質問	回答
<p>仕様書 3 退去関係業務 (2) 住宅明渡し等に関する業務 ⑤残置物の処理</p> <p>質問① 無断退去・孤独死・自死によって残置物があった場合、その処分に関し、訴訟を提起して強制執行での処分が一般的だと考えますが、この場合、訴訟は県で提起し、処分は指定管理者で行うこととなるのでしょうか？</p> <p>質問② 処分の範囲は部屋に残置してある、明らかに不用品と思われるものの他、動産類もすべて処分しなければならないとのことでしょうか？</p>	<p>回答① 県が訴訟を提起し、強制執行を行った場合は県が残置物の処理を行います。この場合を除き、発生した残置物の処理は、指定管理者に行っていただきます。 なお、無断退去等の場合は、原則として訴訟を提起せず、県で定める要領等に基づいて手続きを進め、指定管理者に残置物の処理を行っていただきます。</p> <p>回答② 処理範囲は、住戸内及び共用部等の該当退去者の残置物すべてです。</p>